

# 令和6年6月1日より入院時の 食事療養費価格改定について

今般の食材料費等が高騰していること等を踏まえ、令和6年6月1日より厚生労働省において入院時食事療養費が見直され下記のとおり改定されました。

ご理解とご協力をお願い申し上げます。

入院時1食あたりの負担額

	区分	平成30年4月1日から	令和6年6月1日から
①	一般世帯の方	460円	490円
②	難病・小児慢性特定疾患の方	260円	280円
③	住民税非課税世帯に属する方（④を除く）	210円 (91日目以降160円) ※	230円 (91日目以降180円) ※
④	③のうち、所得が一定基準に満たない方など	100円	110円

※【長期該当】

住民税非課税世帯の方で、入院期間が90日を超えた方は、保険者で【長期該当】の申請を行わないと減額の適用となりません。

申請後、医事課までお知らせください。

詳しくは、現在加入されている医療保険の保険者（健康保険組合、全国健康保険協会、市町村（国民健康保険、後期高齢者医療制度）、国民健康保険組合、共済組合までお問合せください。